

台風第19号による被災に関し被災者に対する支援活動に取り組むことの
東京三弁護士会会長声明

2019年10月15日

東京弁護士会会長 篠塚 力
第一東京弁護士会会長 若林 茂雄
第二東京弁護士会会長 関谷 文隆

この度の大豪雨により被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

東京三弁護士会は、本日より、被災者の皆様から無料電話相談（03-3581-2233）を受け付け、生活再建・事業再建に寄り添って参ります。

東京三弁護士会は、10月13日、被災された皆様の生活・事業の再建を支援するため、各会において災害対策本部を設置致し、復旧・復興を支援するため東京三弁護士会災害復旧・復興本部を設置しました。

そして、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン実施への協力体制の構築、災害時ADR（話し合いによる解決）の実施等に取り組んでまいります。

東京三弁護士会は、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害等における相談対応等で培った経験をもとに、また、自然災害を経験した他の弁護士会の助言もふまえながら、今後も日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、その他弁護士会、自治体、災害復興まちづくり支援機構、専門士業、民間ボランティア等と連携し、被災者の皆様が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、復興支援のための活動に全力を尽くします。

被災者の皆様、遠慮なく、無料電話相談をご利用ください。